

新型コロナウイルス感染症の影響による 令和4年度 国民健康保険税の減免申請書の送付について

減免について（ご案内）に記載の対象要件等に該当する場合は、記入例を参考に記載して、必要書類の写しを添付のうえ申請してください。

提出期限は令和5（2023）年3月31日（金）です。

申請に当たっての連絡事項

◇ このような場合は、減免の対象となりませんのでご注意ください。

- 新型コロナウイルス感染症以外の影響による収入減少の場合
- 世帯主以外の世帯員の収入減少の場合
- 対象となる種類の令和4年中の収入が、令和3年中と比較して3割（30%）未満の減少見込みの場合

※減免の要件を満たしていても、減収となる事業収入等に対する令和3年中の所得額が0円の場合は、計算する減免額が0円となりますので、申請を行う必要はありません。

◇ 世帯主及び国保加入者の、令和3年中の所得が確認できない場合（未申告など）は、減免額の計算ができないため、税務申告手続きを行ったうえで、減免申請を行ってください。

◇ 会社の都合（倒産・解雇等）による65歳未満の方の失業の場合は、今回の新型コロナウイルス感染症の影響による減免は対象ではなく（対象外）、非自発的な失業による保険税の軽減の対象となります。

ただし、国民健康保険特例対象被保険者等（非自発的な失業者）として軽減を受けられる方で、給与収入の減少に加えてその他の事業収入等の減少が3割（30%）以上見込まれる場合は、対象となります。

なお、非自発的な失業に該当する方は、保険年金課にお問い合わせください。

申請結果

◇ 申請書と添付書類の内容確認・審査を行い、減免決定の結果について、書面で通知します。

• 減免決定の結果まで約2か月程度の期間を要しますので結果の通知が届くまでは、お手元に届いた納税通知書に記載する納税額、納期限で納付してください。

• 減免額については、今後到来する残りの納期の税額で、減額の調整を行います。

減額調整後に納付済みの税額がある場合は、還付することになりますが、滞納がある場合は充当を行うこととなります。充当後に残が生じれば残金を還付します。

• 納付状況により還付が生じない場合もあります。

※ 申請書の記載漏れ、添付書類の不備がある場合など形式が整っていない場合は、一旦、書類をご返却し、再度ご提出していただく場合がありますのでご了承ください。